

(証券コード 6035)
平成30年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎

第4期定時株主総会招集ご通知

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月25日（月曜日）午後5時00分（当社営業時間終了の時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に記載の当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（詳細は、3頁をご参照ください。）

謹白

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 平成30年6月26日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
霞が関ビルディング26階 当社本店会議室 |

3. 目的事項 報告事項

1. 第4期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第4期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 議決権行使書の郵送による議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面により複数回、議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.irjapan.jp/>)に掲載させていただきますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部でございます。
 - ①連結計算書類のうち連結注記表
 - ②計算書類のうち個別注記表
 3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.irjapan.jp/>)に修正後の内容を掲載させていただきます。
 4. 当社は、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- 1 インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォン、タブレットを用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。（ただし、一部のインターネット閲覧ソフト、スマートフォン、タブレットの一部機種ではご利用いただけません。）

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.net-vote.com/>

- 2 インターネットによる議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- 3 インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせにつきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

【専用ダイヤル】0120-975-960

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝祭日を除く）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針の下、期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき35円00銭
配当総額 311,698,555円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、今後の事業展開を見据えた事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p><u>1. インベスター・リレーションズ（投資家向け広報活動）の受託業務並びにコンサルティング業務</u></p> <p><u>2. シェアホルダー・リレーションズ（株主に関する調査及び情報提供）の受託業務並びにコンサルティング業務</u></p> <p><u>3. 国内、海外の投資情報の分析、収集及び提供業務</u></p> <p><u>4. 国内、海外の資本市場の動向に関する調査及び情報提供業務</u></p> <p><u>5. パブリック・リレーションズ（企業の広報活動）の受託業務並びにコンサルティング業務</u></p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p><u>6. 出版業</u></p> <p><u>7. 有料職業紹介業</u></p> <p><u>8. 広告代理業</u></p> <p><u>9. 証券代行業務</u></p> <p><u>10. テレマーケティング業務</u></p> <p><u>11. 経営コンサルティング業</u></p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p><u>12. 前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p><u>（1）インベスター・リレーションズ（投資家向け広報活動）の受託業務並びにコンサルティング業務</u></p> <p><u>（2）シェアホルダー・リレーションズ（株主に関する調査及び情報提供）の受託業務並びにコンサルティング業務</u></p> <p><u>（3）国内、海外の投資情報の分析、収集及び提供業務</u></p> <p><u>（4）国内、海外の資本市場の動向に関する調査及び情報提供業務</u></p> <p><u>（5）パブリック・リレーションズ（企業の広報活動）の受託業務並びにコンサルティング業務</u></p> <p><u>（6）有価証券の私募又は募集の取扱い業務</u></p> <p><u>（7）出版業</u></p> <p><u>（8）有料職業紹介業</u></p> <p><u>（9）広告代理業</u></p> <p><u>（10）証券代行業務</u></p> <p><u>（11）テレマーケティング業務</u></p> <p><u>（12）経営コンサルティング業</u></p> <p><u>（13）不動産の売買、賃貸及びその仲介</u></p> <p><u>（14）前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p><u>② 有価証券等の取得、保有、売買、投資及び運用</u></p> <p><u>③ 前2項に付帯関連する一切の業務</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）2名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、またその経験と能力を当社の経営に十分に発揮していただくため、取締役1名を増員して取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 <p>寺下史郎 (昭和34年1月5日生)</p>	<p>昭和57年11月 株式会社エイ・アイ・エイ（現ジー・アイアール・コーポレーション株式会社）入社</p> <p>平成9年10月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）入社</p> <p>平成13年1月 同社執行役員</p> <p>平成16年9月 経済産業省「企業価値研究会」委員（現任）</p> <p>平成18年6月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）取締役専務執行役員</p> <p>平成19年4月 同社取締役副社長</p> <p>平成19年10月 株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス（現株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長</p> <p>平成19年12月 株式会社アイ・アール ジャパン（旧株式会社アイ・アール ジャパン）代表取締役社長</p> <p>平成20年4月 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO（現任）</p> <p>平成24年3月 経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」委員</p> <p>平成27年2月 当社代表取締役社長・CEO（現任）</p> <p>平成29年12月 経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO</p> <p>経済産業省「企業価値研究会」委員</p> <p>経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員</p>	4,888,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	 <p>栗尾 拓 滋 (昭和41年6月17日生)</p>	<p>平成2年4月 野村證券株式会社入社 平成22年4月 同社大阪企業金融二部マネージング・ディレクター 平成24年7月 同社企業金融三部マネージング・ディレクター 平成25年4月 株式会社アイ・アール ジャパン入社 マネージング・ディレクター 平成25年6月 同社代表取締役副社長 (現任) 平成25年11月 同社投資銀行本部長 平成27年2月 当社代表取締役副社長 (現任) 平成29年1月 当社経営統括本部 管掌・本部長 (現任) 平成29年1月 株式会社アイ・アール ジャパン業務推進本部、管理本部 管掌 平成29年7月 同社業務本部 管掌 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役副社長</p>	8,300株
3	 <p>※ 皆川 裕 (昭和48年3月23日生)</p>	<p>平成13年1月 株式会社アイ・アール ジャパン (旧株式会社アイ・アール ジャパン) 入社 平成19年11月 同社IR・SRリサーチユニット長 平成20年7月 株式会社アイ・アール ジャパンコーポレート・プランニングユニット長 平成23年4月 同社IR・SRコンサルティングユニット長 平成25年1月 同社IR・SRリサーチユニット、証券代行業務ユニット 統括部長 平成26年5月 同社IR・SRリサーチユニット、証券代行業務ユニット、情報システムユニット 統括部長 平成28年5月 当社財務ユニット長 (現任) 平成28年5月 株式会社アイ・アール ジャパンIR・SRリサーチユニット、証券代行業務ユニット、情報システムユニット、財務ユニット 統括部長 平成29年1月 同社業務推進本部 本部長 平成29年7月 同社業務本部 本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アイ・アール ジャパン業務本部 本部長</p>	55,900株

- (注) 1. ※は、新任取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 寺下史郎氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 寺下史郎氏を取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループの代表取締役社長・CEOとして経済界、法曹界のみならず経済産業省における研究会においてもその存在価値を示す等積極的な交流を行っており、当社の様々な部門に精通する等当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。
5. 栗尾拓滋氏を取締役候補者とした理由は、証券業界において蓄積した深い経験と知識を活かし、当社グループの代表取締役副社長として子会社の業務本部等の管掌を歴任する等当社の様々な部門に精通し当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。
6. 皆川裕氏を取締役候補者とした理由は、人格、識見とも優れ、高い倫理観を有しているほか、当社グループにおける主要な部門での豊富な経験と見識を有する等当社の様々な部門に精通し、当社グループ全体の事業および経営を熟知する等当社の取締役に相応しい経験と能力を十分に兼ね備えていると判断したためであります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件


監査等委員である取締役富松圭介氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

本議案および富松圭介氏の辞任について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
 <p>※ 安永 崇伸 (昭和46年12月16日生)</p>	<p>平成6年4月 通商産業省（現経済産業省）入省 平成22年6月 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室長 平成23年11月 同省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電気事業制度企画調整官 平成27年7月 同省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長 平成28年7月 同省経済産業政策局産業組織課長 平成29年10月 株式会社エネルギー政策研究所設立 代表取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社エネルギー政策研究所代表取締役</p>	0株

- (注) 1. ※は、新任取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 本議案が承認された場合、当社は、安永崇伸氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
 4. 安永崇伸氏は社外取締役候補者であります。なお当社は、本議案が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏の勤務先であった経済産業省は、当社の主要な取引先に該当しません。

【社外取締役の独立性判断基準】

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役およびその候補者が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当社にとって独立性を有するものとみなす。

- ①当社および当社子会社（以下「当社グループ」と総称）に勤務経験を有する者
 - ②当社の主要株主または法人である場合は当該法人に所属する業務執行者（※1）
 - ③当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する会社の業務執行者
 - ④当社グループの主要な取引先の業務執行者（※2）
 - ⑤当社グループの主要な借入先の業務執行者（※3）
 - ⑥当社グループの会計監査人である監査法人において勤務経験を有する者
 - ⑦当社グループから、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士、税理士（※4）
 - ⑧当社グループから多額の寄付および助成を受けている者（※5）
 - ⑨当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者
 - ⑩過去5年間において上記②から⑧のいずれかに該当していた者
 - ⑪上記①から⑩に該当する者の近親者等
- ※1：主要な株主とは、直接保有、間接保有を問わず、当社事業年度末において議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう
- ※2：主要な取引先とは、当社グループがサービスを提供している取引先であり、直近事業年度における年間取引額が、当社グループの年間連結売上高の3%を超えるものをいう
- ※3：主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関であり、直近事業年度における借入額の年間平均残高が、当社グループの連結総資産の3%を超える金融機関をいう
- ※4：多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度において、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう
- ※5：多額とは、当社グループから年間1,000万円を超えるときをいう。当該寄付および助成を受けている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう
5. 安永崇伸氏を社外取締役候補者とした理由は、人格、識見とも優れ、高い倫理観を有しているほか、行政におけるエネルギー分野・コーポレートガバナンスに関する分野で指導的な役割を果たす等豊富な経験と幅広い識見により当社の経営に対し厳格な監視監督を行っていただくとともに、重要な経営判断や想定されるリスク対応に関する意思決定等全般にわたって助言、提言をいただくのに適任であると判断したためであります。
 6. 安永崇伸氏は、過去5年間において他の会社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実ならびにその事実の発生の予防のために行った行為および発生後の対応について、該当事項はありません。

【取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】

当社は、取締役の選解任および取締役候補の指名に当たり、以下の方針と手続を定めております。

＜方針＞

取締役の選解任基準の方針は以下のとおりです。

(1)選任提案基準

選任提案に当たり、社内取締役、社外取締役いずれの候補も、以下に挙げる全ての基準を満たすこととします。

(社内取締役)

- ①当社グループの企業使命を遵守する優れた人格・見識を有すること
- ②当社グループの歴史、企業文化、社員特性を良く理解し、業務に関し十分な経験と知識を有すること
- ③当社グループの置かれた経営環境、競合の動向、企業理念等を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の大幅な増大に資することができる経営戦略、実行計画等について具体的な提案、執行を行うことができること
- ④当社グループの経営戦略および実行計画を絶えず検証し、改善する努力を継続すること
- ⑤当社グループの属する業界、提供する価値に関する市場の変化を敏感に察知し、当社グループの進むべき方向性について建設的な議論を行うことができること

(社外取締役)

- ①当社グループの企業憲章を遵守する優れた人格・見識を有すること
- ②企業経営、財務会計、税務もしくは法律その他の専門分野のいずれかにおいて高い専門的知見および豊富な経験を有すること
- ③当社グループの特性（迅速性、柔軟性、実効性）を良く理解し業務執行取締役が当社グループの持続的な企業価値の向上に向けて提案する内容を歓迎し、取締役会において適切にリスク管理に基づく監督機能を果たすとともに、企業価値の大幅な増大に資する建設的な検討への貢献が期待できること
- ④独立社外取締役においては当社グループが定める独立性判断基準を充足すること

(2)解任提案基準

以下に挙げる基準に一つでも該当した場合、解任提案の対象とします。

- ①反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められること
- ②法令もしくは定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせたこと

- ③職務執行に著しい支障が生じたこと
- ④選任基準の各要件を欠くことが明らかになったこと

<手続>

取締役の選解任の手続は以下のとおりです。

- ①すべての取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、毎年、株主総会による選任の対象とされる
- ②すべての取締役候補者は、指名・報酬諮問委員会における公正、透明かつ厳格な審議を経たうえで、取締役会で決定される

以 上

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

区 分	当連結会計年度 (平成30年3月期)		前連結会計年度 (平成29年3月期)	
	金額 (百万円)	増減率 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	4,133	7.7	3,836	10.6
営業利益	1,156	14.5	1,009	29.4
経常利益	1,157	14.7	1,008	29.4
親会社株主に帰属する当期純利益	821	18.2	694	56.1

当社グループの当連結会計年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）は、主力業務であるIR・SRコンサルティングにおいて、グローバルな資金運用における急速なESGの高まりを背景とした、海外・国内機関株主の議決権行使厳格化や、アクティビストの増加を受けて株主総会での議案賛否の予測ならびに、賛成票の安定的確保の要請が強まり、新規のお客様が増加したことに加え、既存のお客様においてもよりコンサルティングサービスの拡充が一層進みました。さらに投資銀行業務が順調に伸長したことで売上高は前年同期に比べ7.7%の増加となりました。収益性の高い投資銀行業務において、絶対的な優位性を持つプロキシシー・アドバイザー（PA）だけではなく、フィナンシャル・アドバイザー（FA）業務の実績を着実に積み上げたことで、営業利益は14.5%増加し1,156百万円、経常利益は14.7%増加し1,157百万円、EBITDAは前年同期に比べ14.1%増加し1,389百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は18.2%増加し821百万円となり、4期連続の増収増益および過去最高の売上高、利益を更新いたしました。

当社グループの事業領域は「IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業」であり、単一セグメントであります。サービス別に売上高の概要を示すと次のとおりであります。

サービス別	当連結会計年度 (平成30年3月期)			前連結会計年度 (平成29年3月期)	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	増減率 (%)	売上高 (百万円)	増減率 (%)
IR・SRコンサルティング	3,429	83.0	12.7	3,043	14.2
ディスクロージャーコンサルティング	491	11.9	△11.7	556	△2.5
データベース・その他	213	5.1	△9.9	236	1.7
合 計	4,133	100.0	7.7	3,836	10.6

①IR・SRコンサルティング

実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、プロキシ・アドバイザー（株主総会における総合的な戦略立案）、投資銀行業務、証券代行事業等を中心とする当社グループの中核的サービスです。

当連結会計年度のIR・SRコンサルティングの売上高は、前年同期に比べ12.7%の増加となりました。

当連結会計年度における事業環境は、世界的な好景気や、金融緩和、企業の好業績等を要因としておよそ26年ぶりに日経平均株価の高値を更新し、これに伴い日本市場へ多くの外国資金が流入しました。日本の上場企業においては、外国人株主比率が増加する一方、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードに則り徐々に持ち合い株式の解消が行われ、安定株主が減少したことにより、自社の株主や議決権構成の把握に努める企業が増加いたしました。また、日本企業の不祥事（会計、製品等）が相次ぎ発生したことで、企業統治のあるべき姿が市場へ問われる形となりました。

こうした背景により、企業の説明責任のみならず機関投資家の受託者責任にも注目が集まり、ますます企業と株主の対話が求められるようになったことで、当社グループの株主・議決権判明調査やSR活動支援の需要が高まりました。また、機関投資家の議決権行使結果個別開示や集团的エンゲージメントが国内で開始されるとともに、日本企業の株高や不祥事を受けてアクティビスト活動が一層活発化したことで、株主との対話や株主総会を舞台とした議決権確保活動において当社グループならではの精緻なサービス・コンサルティングの必要性が改めて認知されました。

当社グループにおいては市場環境や企業のニーズを受けて高質なコンサルティングに注力するために、従前の株主・議決権調査内容に改善と強化を加え、精度の高い調査をより早く提供できるシステム化に成功いたしました。また、企業が内包す

るリスクや、アクティビスト等外圧リスクを事前に把握し対策するために人工知能(AI)を用いた分析ツールおよびAIによる分析結果に基づく新商品も開発・リリースいたしました。

ガバナンスコンサルティングでは、多くの企業において取締役会の実効性評価が3年目を過ぎたことで、第三者を起用した高い水準での実効性評価が投資家から求められるようになってきております。また企業不祥事の検証あるいは未然に防ぐ手段としても着目されております。さらに、政策保有株式の価値検証等、平成30年6月からのコーポレートガバナンス・コード改訂に対応した新たなサービスも既に開発しており、引き続き当社グループのガバナンスコンサルティングへの高いニーズが予想されます。

投資銀行業務においては、平成30年1月に投資銀行部オフィスを東京丸の内に新設し、M&Aやプロキシの実務に加え、会計、法務等の専門家を加えあらゆるケースに対応できる強力な新体制を新しいオフィスに集結した成果が着実に現れ始めました。業界再編の契機となり得る大型M&Aのフィナンシャル・アドバイザー (FA) を務めたほか、支配権や複雑な株主構造が絡む当社グループの強みが活きる案件でのFA業務の受託が増加しました。こうした実績を積み上げていることで、当社グループの既存のお客様において投資銀行部のプレゼンスが高まりつつあります。またJ-Adviser資格を取得し未上場企業とのアクセスも強化したことも加え、次期に向けたM&A案件のパイプラインも順調に増加しております。プロキシ・アドバイザーにおいては当社グループが誇る圧倒的な実績の評価が一段と進み、創業一族や、事業パートナーである大株主企業からの要請等より多様なお客様からの受託が増加しました。

証券代行業業においては、受託決定済み企業は平成30年5月14日時点で60社、管理株主数は288,528名となりました（前年同期の受託決定済み企業は46社、管理株主数は252,314名）。当期は経験豊富な人員を増加し、営業体制を強化したことにより、新規上場企業をはじめ上場企業の受託社数が着実に増加いたしました。また、当社グループの証券代行業業の強みに加え、株主判明調査や株主管理システム等、他のサービスとのシナジーを訴求することで、当社グループの既存のお客様へ改めて提案を進めております。証券代行業業におけるリスク管理においては、継続した強化を徹底してまいります。

②ディスクロージャーコンサルティング

ツールコンサルティング（アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援）およびリーガルドキュメンテーションサービス（企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等）を提供するサービスです。

当連結会計年度のディスクロージャーコンサルティングの売上高は、競争環境の

激化を受け前年同期に比べ11.7%の減少となりました。一方で次期に向けて、ESG等の非財務情報へ投資家や企業の関心が高まったことで、機関投資家の視点という当社グループの知見を活かしたコンサルティングの提供および統合報告書制作が増加しております。

③データベース・その他

大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等を提供するIR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することが可能な「アナリストネットワーク」等をWEB上で提供するサービスです。また、個人株主向けアンケートサービス「株主ひろば」を展開しております。

当連結会計年度のデータベース・その他の売上高は、前年同期に比べ9.9%の減少となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の実績は356百万円であり、この主なものは次のとおりであります。

設備投資の内容	投資金額（百万円）
丸の内オフィス開設に関する投資	145
株主データベースに関するシステム構築	155

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献する」という企業使命のもと、全社一丸、邁進してまいります。今後の事業展開においては、関連法制の改正や上場企業におけるIR・SR活動の一層の普及・浸透等に伴う、当社グループ事業に対する社会的ニーズの拡大が見込まれます。当社グループでは、このようなニーズに対応するべく、強固な事業基盤の構築を進めております。とりわけ以下の4点については、重要課題として取り組んでおります。

①SRコンサルティングの普及

顧客である上場企業のSRへのニーズは、より高度化かつ多様化しながら大きく増加しております。海外機関投資家保有比率の増加に加え、日本版スチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コード導入の動きにより、地方企業や時価総額の比較的小さい企業においても、SRコンサルティングの必要性が増しております。またSR部を創設したり、SR訪問を行う企業も増加しており、SRコンサルティング業務は、当社グループ独自のノウハウが結集されたコア業務として益々拡大することが予想されます。また、コーポレートガバナンス・コードに対応した取締役会の実効性評価や、役員報酬コンサルティング、独立社外役員の紹介サービスについても、機関投資家のニーズを熟知している当社グループの強みを活かし、コンサルタントによる提案営業を強化拡充することで、SRコンサルティングの普及を一層目指します。

②投資銀行業務の拡大

当社グループは日本初のコミットメント型ライツ・オフERINGを実施した企業（トムソンロイター社のDEALWATCH AWARDSにおいて「Innovative Equity Deal of the Year」を受賞）として、欧州市場において主要な資本調達手法であるライツ・オフERINGに関するアドバイザリー業務やインフォメーションエージェンツサービス等の新しいビジネスを開始いたしました。また証券代行の提案を契機に上場企業のCEO、CFO等から当社グループに対して資本市場のイノベーターとして、金融機関と一線を画した発行体目線の全く新しいファイナンスの支援を期待する声が高まってきたことを受け、平成26年1月に投資銀行部を発足させ、ライツ・オフERING関連業務やM&A、経営統合、完全子会社化等のフィナンシャル・アドバイザリー業務の提供を行っております。さらに、経験豊富な人材を採用する等組織体制を強化しており、今後は500社を超える上場企業中心の顧客基盤に基づいて、当社グループの経営資源・ノウハウを複合的に活用することで投資銀行業務のさらなる拡大を図ってまいります。

③証券代行業をより効率的に推進

当社グループは平成24年4月より証券代行業を開始いたしました。上場企業の株主名簿管理人を受託する証券代行業は当社グループのサービスの根幹であるSR事業の起点となるサービスです。当社グループがSRコンサルティングサービスを提供するにつれ、既存のお客様から、株主名簿確定等を含めたサービスの提供を望む声が高まってきたことが参入の背景です。外国人株主が圧倒的なプレゼンスを示し、かつアクティビスト等による敵対的株主提案が増加傾向を示すなか、証券代行機関の役割が大きく変化しつつあります。いままでのシンプルな株主の管理業務から、グローバルな株主を視野に入れたより戦略的かつ効果的な株主への対応を要望する動きが出てきております。当社グループの証券代行業は、価格競争力、情報の付加価値性、納品スピード、お客様のご要望に応える柔軟性、さらには自主独立した情報の入手・管理のコンプライアンス面において、独自の地位を築ける優位性があると確信しております。証券代行業において40年振りの新規参入にも拘らず、受託実績数において早期に一定の規模に達したことは、意義あることと理解しております。更には早期に90社超の受託拡大に向け、かつ企業の多様な資本政策やファイナンスに対応した今までにないより付加価値の高い証券代行サービスを提供する実績を残すべく、SRコンサルティングと連動した証券代行業務をより効率的に推進してまいります。

④人的資源の拡充

今後の事業拡大のためには、既存の当社グループのサービスを提供するだけでなく、資本市場の発展に資する新規サービスを考案できる人材の確保が重要となります。このため法務、財務、会計、経営等の分野に専門性を有する人材を多方面から採用する必要があり、新卒・中途のいずれも積極的な採用活動を展開しております。

また、採用した人材の早期戦力化も課題であります。実務知識習得のための社内勉強会や、経営陣を講師とした各種研修プログラム、OJTによる実践的なプログラムを充実させることにより、採用した人材の早期戦力化に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第1期 平成27年3月期	第2期 平成28年3月期	第3期 平成29年3月期	第4期 (当連結会計年度) 平成30年3月期
売上高 (百万円)	3,209	3,469	3,836	4,133
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	365	445	694	821
1株当たり当期純利益 (円)	39.40	47.98	77.73	92.31
総資産 (百万円)	3,730	3,986	3,847	4,589
純資産 (百万円)	2,853	3,095	3,190	3,586
1株当たり純資産額 (円)	307.58	333.62	358.78	402.75

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アイ・アール ジャパン	795百万円	100.0%	IR・SRコンサルティング

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額 の合計額	当社の 総資産額
株式会社アイ・アール ジャパン	東京都千代田区霞が 関三丁目2番5号	2,037百万円	3,173百万円

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

事業	内容
IR・SR活動に専門特化したコンサルティング業	IR・SRコンサルティング （投資銀行業務、証券代行業務含む） ディスクロージャーコンサルティング データベース・その他

(8) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
丸の内オフィス	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
160名	10名(増)

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員（フルタイム、パートタイムおよび休職者）を含んでおりません。

②当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	1名(増)	40.3歳	10.5年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、契約社員を含んでおります。
2. 平均勤続年数は、株式会社アイ・アール ジャパンにおける勤続年数を通算しておりません。

(10) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

株式会社三井住友銀行 200百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,291,955株（自己株式386,282株を含む）
- (3) 株主数 2,656名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率 （%）
寺下 史郎	4,888,300	54.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	212,100	2.38
株式会社SBI証券	182,523	2.04
株式会社四五コーポレーション	176,000	1.97
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金信託口）	169,800	1.90
富松 圭介	131,700	1.47
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	117,102	1.31
CACEIS BANK LUXEMBOURG BRANCH/UCITS CLIENTS	97,000	1.08
寺山 樹生	95,600	1.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	66,900	0.75

（注）持株比率は自己株式(386,282株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成29年7月31日を払込期限とする特定譲渡制限付株式発行に伴い、発行済株式の総数が14,400株、資本金および資本準備金がそれぞれ9,993千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
寺下 史郎	代表取締役社長	CEO（最高経営責任者） 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役社長・CEO 経済産業省「企業価値研究会」委員 経済産業省「CGS研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会）」委員
栗尾 拓滋	代表取締役副社長	経営統括本部 管掌・本部長 株式会社アイ・アール ジャパン代表取締役副社長 株式会社アイ・アール ジャパン業務本部 管掌
富松 圭介	取締役（監査等委員）	武蔵精密工業株式会社社外取締役
家森 信善	取締役（監査等委員）	国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授 国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授 金融庁参与 金融庁「金融審議会」委員
大西 一史	取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）であります家森信善氏および大西一史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、大西一史氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）であります家森信善氏および大西一史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	株式報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	33,665 (-)	31,440 (-)	2,225	-	2 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	21,800 (14,600)	21,800 (14,600)	-	-	4 (3)
合 計	55,465	53,240	2,225	-	6

(注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、平成27年6月24日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。また、特定譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、平成29年6月26日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、平成27年6月24日開催の定時株主総会において年額50百万円 (うち社外取締役分は40百万円) 以内と決議いただいております。

(参考) 当事業年度に係る子会社における取締役の報酬等の額

役員の区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	株式報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	199,887 (-)	176,160 (-)	14,127	9,600	4 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	25,404 (14,604)	25,404 (14,604)	-	-	4 (3)
合 計	225,291	201,564	14,127	9,600	8

(注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、子会社における平成27年6月24日開催の定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。また、特定譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、平成29年6月26日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。

2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、子会社における平成27年6月24日開催の定時株主総会において年額30百万円 (うち社外取締役分は30百万円) 以内と決議いただいております。

(参考) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

<方針>

【取締役(監査等委員である取締役を除く。)]

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、1.月額報酬、2.賞与、3.株式報酬で構成されています。月額報酬は、経営の意思決定および監督業務の職責に基づく対価であり基本報酬の位置づけです。賞与は、前事業年度の連結営業利益に基づき、過去の支給実績や貢献度等を総合的に勘案の上、決定しています。株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

【監査等委員である取締役】

当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されており、業績連動報酬や株式報酬の要素は含まないものといたします。

<手続>

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役の報酬枠は株主総会の決議によって定めるものとします。平成27年6月24日開催の第1期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、業績に見合った役員賞与の支給等機動的な運用を可能にするため、年額150百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬を年額50百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内)と承認されております。当社は株主総会で承認を受けた範囲内で、月額報酬に加え、業績達成に見合った役員賞与の支給等を機動的に支払うものとし、その分配方法は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を踏まえて決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会にて決定しております。

なお、平成29年6月26日開催の第3期定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。従来の取締役の報酬等とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)としております。譲渡制限解除の要件は在籍要件のみとしておりますが、支給する金銭報酬債権の額につきましては、前事業年度の目標達成度や対象取締役の貢献度、および「現金報酬：株式報酬」や「固定報酬：変動報酬」の割合等を総合的に勘案するとともに、事業年度毎に指名・報酬諮問委員会への諮問、答申を踏まえ決定してまいります。

(4) 社外役員に関する事項

①取締役（監査等委員） 家 森 信 善

ア．重要な兼職先と当社との関係

家森信善氏は、国立大学法人神戸大学経済経営研究所教授および国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科客員教授を兼職しております。なお、当社と国立大学法人神戸大学および国立大学法人名古屋大学との間には、特別な関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

家森信善氏は、当期開催の取締役会18回のすべて、また監査等委員会18回のすべてに出席し、金融論、コーポレートガバナンス等の専門家としての見地から、金融およびコーポレートガバナンスに関する事項等について必要かつ的確な助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

②取締役（監査等委員） 大 西 一 史

ア．重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

大西一史氏は、平成29年6月26日就任以降に開催された取締役会13回のすべて、また監査等委員会13回のすべてに出席し、自らの経営者としての豊富な実績と経験に基づいた必要かつ的確な助言、提言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言等を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

4,000千円

②当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

- (注) 1. 当社は、監査等委員会が日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、取締役会において「取締役会規程」を制定し、この規程に定める基準に従って会社の重要な業務の執行を決定しております。
- ②各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、月1回の定例取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、職務の執行状況を報告すると共に、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行につき相互に監視監督を行っております。
- ③各監査等委員である取締役は、取締役会に出席したうえで必要に応じて意見を述べることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行状況を監査しております。
- ④当社は、コンプライアンス体制の基礎として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が実践すべき行動の基準を定めた「グループコンプライアンス管理規程」を制定しており、その徹底を図っております。
- ⑤当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止しております。また、係る制度においては、匿名での通報を認めると共に、通報者に対して不利益な取り扱いをしないことを保証しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に基づき、以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料と共に、適切な方法、かつ、検索容易な状態で確実に保存および管理することとしております。

- ア. 株主総会議事録
- イ. 取締役会議事録
- ウ. 経営会議議事録
- エ. 稟議書
- オ. 契約書
- カ. 会計帳簿、計算書類
- キ. 事業報告
- ク. 税務署その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識および把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。

- ア. 信用リスク
- イ. 内部統制リスク
- ウ. 法令違反リスク
- エ. 情報漏洩リスク
- オ. 災害等のリスク
- カ. その他事業継続に関するリスク

②当社は、リスクコントロール体制の基礎として「グループリスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害およびリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して大幅な権限委譲を行っており、会社運営上の迅速な意思決定および他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監視監督を行っております。

②当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

③当社は、当社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において執行の手続および責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。

④取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その職務の執行状況について、適宜、取締役会に対して報告しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「グループコンプライアンス管理規程」を定めております。

②当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。

③当社は、内部監査部門として、「グループ内部監査規程」に基づき、業務部門から独立したグループ内部監査室を置いております。

④当社は、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

(6) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「グループ会社管理規程」を制定し、グループ会社に関する諸手続および管理体制を定めております。グループ会社管理は経営企画室が担当し、子会社を含むグループ会社の重要事項に対する当社の機関の事前承認や報告を受けることにより、業務の適正を確保しております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 子会社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識および把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。

(ア) 信用リスク

(イ) 内部統制リスク

(ウ) 法令違反リスク

(エ) 情報漏洩リスク

(オ) 災害等のリスク

(カ) その他事業継続に関するリスク

イ. 子会社は、リスクコントロール体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害およびリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。また、当社グループに影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を行う仕組みとして、親会社たる当社の「グループ統括戦略会議規程」に基づき、グループ各社の社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）を参加者とするグループ統括戦略会議を設け、審議することとしております。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 子会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定を行っているほか、子会社においても当社グループから独立した社外取締役を監査等委員として選任し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監視監督を行っております。

イ. 子会社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

ウ. 子会社は、子会社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において執行の手続および責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。

エ. 子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その職務の執行状況について、適宜、親会社たる当社の監査等委員である取締役がオブザーバーとして参加する子会社の取締役会に対して報告をしております。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを

確保するための体制

- ア. 子会社は、コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」を定めております。
- イ. 子会社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき、親会社たる当社と同程度のコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。また、通報の事実および当該通報の内容についても、子会社の監査等委員である取締役だけでなく、親会社たる当社の監査等委員である取締役に対しても報告を行うこととしております。
- ウ. 子会社は、内部監査部門として、「内部監査規程」に基づき、業務部門から独立した内部監査室を置き、独立社外取締役等で構成される監査等委員会との情報共有に努めております。
- エ. 子会社は、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員による取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員である取締役は、「監査等委員会規程」に基づき、その職務の執行を補助すべき使用人（以下「補助使用人」といいます。）を使用することができるとしております。
- ②当社は、補助使用人が監査等委員である取締役の職務を補助するに際しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の指揮命令に従うことなく、専ら監査等委員である取締役の指揮命令に従うこととしております。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員である取締役に報告することとし、注意喚起や再発防止等必要に応じて、「グループコンプライアンス管理規程」に基づき、直ちにコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス違反に対処するとしております。
- ②当社は、「監査等委員会規程」に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員である取締役に報告すべき事項および時期について定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社の業

- 務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員である取締役は都度報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができることとしております。
- ③監査等委員である取締役は、当社グループの法令遵守体制に問題を認めたときは、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができることとしております。
- ④取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員である取締役が事業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応することとしております。
- ⑤取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員である取締役に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを社内規程等において禁止することとしております。
- (9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行において、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- ②当社は、監査等委員である取締役が、独自に外部専門家を監査等委員である取締役の職務の執行のために利用することを求めた場合、その費用を負担することとしております。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および反社会的勢力排除に向けた整備状況
- ①当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、これらの団体からの要求を断固拒否すると共に、これらの団体と関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。また、所轄の警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。
- ②社内規程等の整備状況
- 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）および使用人は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行う旨を規定しております。

③社内体制の整備状況

ア. 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社は、経理総務ユニットに複数の不当要求防止責任者を設置するとともに、反社会的勢力に関する情報を集約し一元的に管理する体制を構築しております。

イ. 外部の専門機関との連携状況

当社は、所轄の警察署、顧問弁護士のほか、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターおよび公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との連携を平時においても図っております。

ウ. 反社会的勢力に関する情報の収集および管理の状況

当社は、経理総務ユニットにおいて、定期的に外部専門機関から情報を入手し、社内に周知すると共に、入手した情報の管理をしております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

(1) 内部統制システム全般

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のグループ内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社および子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は「グループコンプライアンス管理規程」により相談・通報体制を設けており、子会社においても「コンプライアンス管理規程」を整備、運用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

取締役会およびグループ統括戦略会議において管理部門のリスク抽出結果を報告し、リスク情報の共有および周知を行っているほか、コンプライアンス違反を伴う等社内ルールを逸脱するような事案、重大な事故に繋がる可能性のある事案等が発生した場合には、速やかにグループコンプライアンス委員会において対応できる体制を構築、運用しております。

(4) 内部監査

グループ内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社および子会社のグループ内部監査を実施しております。

(5) 監査等委員会に関する取組み

- ①監査等委員は、取締役会、グループ統括戦略会議等の重要な会議への出席等を通じ、取締役等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。
- ②監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けのほか、内部監査部門と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。
- ③監査等委員会での議題の中から関連ある議題につき、会計監査人や内部監査部門に説明を求める等情報の共有、連携を図っております。

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の決定機関は株主総会といたします。また、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨につきましても定款に定めております。

なお、期末配当金につきましては、1株あたり35円を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,274,411	流 動 負 債	945,785
現金及び預金	2,328,254	買掛金	37,907
受取手形及び売掛金	746,829	短期借入金	200,000
仕掛品	14,501	未払金	71,949
前払費用	100,877	未払費用	56,194
繰延税金資産	68,936	未払法人税等	201,674
その他	17,263	前受金	41,115
貸倒引当金	△2,251	預り金	187,882
固 定 資 産	1,313,341	賞与引当金	89,730
有 形 固 定 資 産	387,746	役員賞与引当金	9,600
建物附属設備	240,932	その他	49,732
工具、器具及び備品	146,814	固 定 負 債	57,351
無 形 固 定 資 産	468,406	長期未払金	51,294
ソフトウェア	446,926	退職給付に係る負債	6,057
その他	21,480	負債合計	1,003,137
投資その他の資産	457,188	純 資 産 の 部	
投資有価証券	17,104	株 主 資 本	3,585,491
敷金及び保証金	298,301	資本金	805,797
長期売掛金	131,760	資本剰余金	794,599
繰延税金資産	72,601	利益剰余金	2,286,071
その他	11,219	自己株式	△300,975
貸倒引当金	△73,799	その他の包括利益累計額	1,279
繰 延 資 産	2,155	その他有価証券評価差額金	1,279
創立費	2,155	純 資 産 合 計	3,586,771
資 産 合 計	4,589,908	負 債 純 資 産 合 計	4,589,908

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,133,898
売 上 原 価		1,045,550
売 上 総 利 益		3,088,348
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,931,643
営 業 利 益		1,156,705
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	148	
受 取 手 数 料	1,325	
雑 収 入	1,810	
そ の 他	294	3,579
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	888	
為 替 差 損	874	
創 立 費 償 却	1,175	
そ の 他	186	3,125
経 常 利 益		1,157,159
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	22,653	22,653
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,179,812
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	376,094	
法 人 税 等 調 整 額	△17,892	358,201
当 期 純 利 益		821,610
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		821,610

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	795,803	784,605	1,909,386	△300,881	3,188,914
当期変動額					
新株の発行	9,993	9,993			19,987
剰余金の配当			△444,926		△444,926
親会社株主に帰属 する当期純利益			821,610		821,610
自己株式の取得				△94	△94
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	9,993	9,993	376,684	△94	396,577
当期末残高	805,797	794,599	2,286,071	△300,975	3,585,491

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	1,087	1,087	3,190,001
当期変動額			
新株の発行			19,987
剰余金の配当			△444,926
親会社株主に帰属 する当期純利益			821,610
自己株式の取得			△94
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	191	191	191
当期変動額合計	191	191	396,769
当期末残高	1,279	1,279	3,586,771

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月18日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西川 浩司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天野 祐一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・アールジャパンホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	857,178	流 動 負 債	342,993
現金及び預金	673,095	短期借入金	200,000
未収入金	169,932	未払金	4,379
前払費用	3,932	未払法人税等	132,410
繰延税金資産	2,701	賞与引当金	1,542
その他	7,516	その他	4,661
固 定 資 産	2,314,387	固 定 負 債	2,077
有形固定資産	141,616	長期未払金	2,077
建物附属設備	87,796		
工具、器具及び備品	53,820	負債合計	345,070
無形固定資産	1,166	純資産の部	
ソフトウェア	1,166	株 主 資 本	2,828,651
投資その他の資産	2,171,604	資本金	805,796
投資有価証券	10,000	資本剰余金	1,526,201
関係会社株式	2,037,164	資本準備金	794,598
敷金及び保証金	122,824	その他資本剰余金	731,603
繰延税金資産	1,615	利益剰余金	797,628
繰 延 資 産	2,155	その他利益剰余金	797,628
創立費	2,155	繰越利益剰余金	797,628
		自己株式	△300,975
		純資産合計	2,828,651
資産合計	3,173,721	負債純資産合計	3,173,721

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 取 配 当 金	649,428	
経 営 指 導 料	268,704	918,132
営 業 費 用		149,310
営 業 利 益		768,822
営 業 外 収 益		
雑 収 入	1,088	
そ の 他	2	1,091
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	888	
創 立 費 償 却	1,175	2,064
経 常 利 益		767,849
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	22,653	22,653
税 引 前 当 期 純 利 益		790,502
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	44,489	
法 人 税 等 調 整 額	△1,581	42,908
当 期 純 利 益		747,594

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	795,803	784,605	731,603	1,516,208	494,960	494,960
事業年度中の変動額						
新株の発行	9,993	9,993		9,993		
剰余金の配当					△444,926	△444,926
当期純利益					747,594	747,594
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	9,993	9,993	-	9,993	302,667	302,667
当期末残高	805,796	794,598	731,603	1,526,201	797,628	797,628

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△300,881	2,506,090	△319	2,505,771
事業年度中の変動額				
新株の発行		19,987		19,987
剰余金の配当		△444,926		△444,926
当期純利益		747,594		747,594
自己株式の取得	△94	△94		△94
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			319	319
事業年度中の変動額合計	△94	322,560	319	322,880
当期末残高	△300,975	2,828,651	-	2,828,651

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月18日

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西川 浩司 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天野 祐一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 5月24日

株式会社アイ・オールジャパンホールディングス 監査等委員会

監査等委員 富松 圭介 ㊟

監査等委員 家森 信善 ㊟

監査等委員 大西 一史 ㊟

(注) 監査等委員家森信善および大西一史は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

当社本店会議室(霞が関ビルディング26階)

電話 東京(03)3519-6750



虎ノ門駅よりお越しの方

東京メトロ銀座線 「虎ノ門」 駅下車

11番出口より徒歩約2分

霞ヶ関駅よりお越しの方

東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 「霞ヶ関」 駅下車

A13番出口より徒歩約5分

○会場には駐車場の用意がございませんのでご了承ください。